

平成 23 年 6 月 7 日
原子力安全・保安院

平成 23 年東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について

経済産業省（以下「当省」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、各電気事業者に対し、津波による全交流電源等喪失を想定した緊急安全対策の実施を平成 23 年 3 月 30 日に指示し、各電気事業者等から実施状況の報告を受け、厳格な確認を行いました。その結果、同年 5 月 6 日、各電気事業者等において緊急安全対策が適切に実施されていることを確認し、炉心損傷等の発生防止に必要な安全性は確保されていると判断しました。

本日（7 日）、原子力災害対策本部においてとりまとめられた東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に関する報告書においては、各電気事業者等の緊急安全対策の実施状況が適切であることが原子力安全・保安院により確認されているとしたうえで、同事故を踏まえ、万一シビアアクシデントが発生した場合でも迅速に対応する観点から措置すべき事項を整理しています。

以上を踏まえ、当省は、これらの措置のうち、直ちに取り組むべき措置として、各電気事業者等に対し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所以外の原子力発電所においてシビアアクシデントへの対応に関する事項について実施するとともに、その状況を同年 6 月 14 日までに報告することを求めます。

別紙：平成 23 年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：石垣、今里、^{ただうち}忠内

電話：03-3501-1511（内線）4871
03-3501-9547（直通）